

福祉総合相談窓口の充実について

市では、平成27年4月に福祉サービス総合相談支援センター（一般の生活相談、障がい児・者相談、高齢者の総合相談、生活困窮者の相談、医療と介護の連携に関する相談）を福祉部内に設置（高山市社会福祉協議会に委託）し、さまざまな相談に対応しています。

現状の課題として、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、生活に困窮する方からの相談が増加しており、生活困窮者への支援の強化が求められています。

また、障がい児・者やそのご家庭が抱える問題の中には、障がい者の親亡き後の問題をはじめ、ひきこもりや8050問題など、さまざまな問題が複合的に関係し、解決に時間を要するものが多くあり、支援の強化が求められています。

これらの課題に対応していくため、生活困窮者の相談、障がい児・者相談の対応について、支援体制を強化することとしました。

1. 事業概要

①生活困窮者への支援の強化

- ・就労準備、家計改善に向けて、訪問、付き添い等による伴走型支援

②障がい児・者への支援の強化（基幹相談支援センターの設置）

- ・相談に来ることができない方への訪問等による支援
- ・相談支援事業所への助言や指導、研修会の開催
- ・事業所間や関係機関との連携のコーディネート

○福祉サービス総合相談支援センターの体制（高山市社会福祉協議会に委託）

現在、センター長以下21名体制（うち9名は各支所地域）であるが、①②の対応で2名の増員（社会福祉士など）を予定 … 別紙

2. 実施時期

令和3年4月1日

| | 問 合 先 |
|-----|------------------------------|
| 担当課 | 福祉部 福祉課 |
| 課長 | 石腰洋平 |
| 係名 | 福祉障がい係、援護係 |
| 係長 | 福祉・障がい係 山本、援護係 桑山 |
| 連絡先 | 電話（直通 0577-35-3356）（内線 2082） |

福祉サービス総合相談支援センター

センター長

生活総合相談 (一般の生活相談)

被保護者就労支援員

- ・なんでも相談
- ・被保護者就労支援

生活困窮者相談

主任相談支援員、相談支援員、 就労支援員

- ・生活困窮者の総合相談
- ・支援プランの作成
- ・就労支援員による就労相談

障がい児・者相談

社会福祉士

- ・障がい児・者の総合相談
- ・障がい児・者の虐待対応
(相談支援)
- ・障がい児・者の権利擁護

医療と介護の連携に関する相談

(在宅医療サポートセンター)

地域在宅医療連携コーディネーター

- ・医療から介護、介護から医療への連携を
サポート

高齢者の総合相談

(地域包括支援センター)

主任ケアマネ、社会福祉士、保健師

- ・高齢者からの相談を総合的に受ける窓口
- ・総合相談、要支援認定者のケアマネジメント、ケアマネ事業所の支援、権利擁護

生活困窮者相談

※拡充する機能 (訪問型の支援等)

- 就労準備支援事業
就労準備支援員
 - ・訪問支援(家庭訪問による生活状況の確認など伴走型支援)
 - ・ボランティア活動などの企画・運営
 - ・就労体験場所の発掘、体験内容の調整
 - 家計改善支援事業
家計改善支援員
 - ・訪問支援(継続的な訪問による家計状況の確認・指導)
 - ・滞納の解消に向けた、関係機関への同行支援
- ※生活困窮者自立支援法に規定する家計改善支援事業及び就労準備支援事業に位置付ける。

拡充

障がい児・者相談

(基幹相談支援センター)

※拡充する機能 (訪問型の支援等)

- ・相談に来ることができない方への訪問等による支援
 - ・相談支援事業所への助言や指導、研修等
 - ・多機関による連携のコーディネート
- ※障害者総合支援法に規定する基幹相談支援センターに位置付け

【本庁】

- ・地域包括支援センターの業務
- ・支所地域の相談業務の支援

【支所】

包括・相談窓口等の業務の兼任

- ・地域包括支援センターの業務
- ・相談窓口
 - 障がい児者の相談
 - 家庭児童の相談
 - 母子父子の相談 など